

天草市子ども読書活動推進指針



令和5年（2023年）8月

天草市教育委員会

【目次】

第1章 天草市子ども読書活動推進指針の策定にあたって	1
1 指針策定の趣旨と背景	1
2 子どもの読書活動推進の意義	2
第2章 天草市子ども読書活動推進指針の成果と課題	3
1 指針の成果	3
(1) 家庭、地域、学校など、あらゆる場で子どもが読書に親しむ機会の提供	
(2) 子どもの読書活動推進に係る施設の整備・充実	
(3) 学校やボランティアなど、子どもの読書に関わる大人の連携の推進	
2 課題	6
第3章 子ども読書活動の推進に向けて	7
1 天草市子ども読書活動推進指針	7
2 期間と対象	7
(1) 期間	
(2) 対象	
3 計画の位置づけ	8
4 子ども読書活動推進のための具体的な取組み	8
(1) すべての子どもが読書に親しむ機会の提供	
(2) 読書のバリアフリーを推進する読書環境の整備・充実	
(3) デジタル社会に対応できる生きる力を育む読書活動の推進	
5 指針(ありすプロジェクト)推進のための大人の連携	10
・読書推進のイメージ図	11
 (資料)	
子どもの読書活動の推進に関する法律	12

第1章 天草市子ども読書活動推進指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨と背景

天草市教育委員会では、子どもたちが本に親しみ、自ら進んで読書することで、生きる力や未来をひらく知恵と知識を身につけ、豊かな感性を磨くことができるよう、第1次、第2次天草市子ども読書活動推進計画を策定し、読書環境の整備と子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

そのなかで、子どもの読書活動を推進するためには目標を明確にし、子どもに関わるすべての人が読書の重要性を意識し、一体となって取り組みを進めることが重要であると再認識しました。

さらに、「天草市自治体経営のトータル・システム化指針」を踏まえ、本市の読書活動推進の方向性と目的への施策を明らかにするために、平成29年（2017年）3月に「天草市子ども読書活動推進指針」を策定しました。

今回、実効性のある推進をより一層行うために指針を見直し策定します。

また、本指針は持続可能な開発目標^{※1}（SDGs：Sustainable Development Goals）の視点を踏まえ取り組みます。

「天草市子ども読書活動推進指針」に関連するSDGsゴールマーク



（ロゴは国際連合広報センターホームページより転載）

【用語】

※1 「持続可能な開発目標」…2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

2 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、先人の知恵を学ぶなど、人生をより深く、生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。本を読むことで、その物語を通して勇気や正義感、困難に立ち向かう姿勢を学ぶことができ、子どもが直面する様々な困難（いじめ、貧困、自己のアイデンティティなど）を乗り越えるきっかけとしての読書も、大いに期待されていると言えます。

自ら本を読むことのできない乳幼児への読み聞かせは、読んでくれる人の愛情が「言葉」を通して子どもに伝わり、子どもの心の成長を促します。ソーシャルメディアを通じて得た情報を読み解く力も、さまざまな技術を発展させる力も、すべて「言葉」を通じて養われるものであり、「言葉」は読むことによってより多く習得されていきます。

AI（人工知能）の台頭など、ICT（情報通信技術）の発展したグローバル社会を生き抜いていく子どもたちにとって課題の一つは読解力であり、すべての教科で読解力は必要で、読解力を身につけるためにも読書はかせません。

令和2年（2020年）からのコロナ禍により、私たちの生活環境は大きく変化し、子どもたちの読書活動にも影響を与えてきました。公共図書館などでは電子図書館の導入、学校ではICTの活用が全国的に加速し、情報活用能力を習得する読書活動も行われるようになりました。

また、読書がすべての子どもの未来をひらくために、障がいなどの理由により通常の活字では読むことが困難な子どもや日本語指導が必要な子どもへの読書環境も保障されなければなりません。

このように、子どもたちを取り巻く社会情勢や環境が変化しても、すべての子どもが読書を楽しみ、読書を通して読解力や想像力、思考力、表現力などの「生きる力」を身につけられるよう、市立図書館を中心に家庭、学校、地域、行政機関やボランティア団体などの関係機関が相互連携を強化し推進していくことが重要になります。

第2章 天草市子ども読書活動推進指針の成果と課題

1 指針の成果

すべての子どもたちが読書の楽しさを知り、「未来をひらく知恵と知識」「豊かな感性」「生きる力」を育むことができるよう、また、天草市全体で子どもの読書活動を推進していくために以下の3つの項目を指針として平成29年度(2017年度)～令和4年度(2022年度)の6年間、取り組んできました。

(1) 家庭、地域、学校など、あらゆる場で子どもが読書に親しむ機会の提供

読書に親しむ機会の提供では、コロナ禍当初は、市立図書館主催による巡回講座やおはなし会などを中止しましたが、その後、感染対策や人数制限をしたうえでおはなし会を実施し、令和4年(2022年)10月からは巡回講座を再開するなど、ウィズコロナに対応しながら読書に親しむ機会を提供してきました。

また、ビブリオバトル^{※2}やビブリオトーク^{※3}を開催し、本を通しての交流とアウトプットの場を提供し、子どもたちの読書意欲の向上を図りました。



しあわせおはなし会



巡回講座



ビブリオバトル

【用語】

※2「ビブリオバトル」…参加者同士がおすすめの本を紹介し合い、もっとも読みたいと思った「チャンプ本」を参加者全員の多数決で決定する。

※3「ビブリオトーク」…参加者同士がおすすめの本を紹介し合う。個人ばかりではなく、複数のグループでも1冊の本を紹介することもある。

(2) 子どもの読書活動推進に関係する施設の整備・充実

施設の整備・充実では、中央図書館が令和2年(2020年)4月に天草市複合施設ここらすに移転し、館内が広く、より快適に滞在できる空間となったことや保健センターと身近になったこともあり、子育て世代の利用が増え、保護者

が読み聞かせをしたり、親子で学習したりする姿が多く見受けられるようになりました。移転した中央図書館は、児童コーナーが広く、親子で本を楽しむコーナーやおはなしの部屋、子ども用トイレや授乳室も完備してあります。

また、閲覧席が増えたことやWi-Fiが自由に使えるパソコンを持ち込んでの学習がしやすくなったことなどから、今まで図書館を利用しなかった人や、中・高校生の利用が増え、図書館が身近な存在として活用されています。



児童コーナー（親子で本を楽しむ）



授乳室



多目的ルーム（学習ルーム）

情報発信では、平成29年度（2017年度）から、春と秋の読書週間時に「図書館スタッフおすすめ本」をフェイスブックで発信し、令和4年度（2022年度）には、未就学児保護者向けに「ブックリスト」を作成し、情報提供を行いました。その他、外国語絵本の充実、マルチメディアデイジー図書^{※4}や布絵本の貸し出しを開始するなど、活字による読書が困難な子どもたちの環境整備を行いました。また、コロナ禍で見学を自粛していた時期でも図書館の使い方が学べるように中央図書館の利用案内動画を作成し、学校へ周知を図りました。

（3）学校やボランティアなど、子どもの読書に関わる大人の連携の推進

市立図書館を軸とした大人の連携については、学習指導要領で学校図書館の活用が明記されていることなどから、学校図書館の活動を広く知ってもらうことを目的に、令和3年度（2021年度）に2回、令和4年度（2022年度）に1回、学校図書館の活動を紹介したコラボ展示を中央図書館で実施し、多くの来場がありました。

その他、新たに高校の司書研修会に参加し情報共有や意見交換を図りました。



学校図書館とのコラボ展示

【用語】

※4 「マルチメディアデイジー図書」…文字や音声、画像を同時に再生でき、通常の活字で読むことが困難な人のための電子書籍

市役所各課と連携した子どもが参加できるイベントでは、令和3年度（2021年度）には、御所浦恐竜の島博物館推進室とコラボして、恐竜の復元画を描くワークショップを開催しました。令和4年度（2022年度）には、同推進室や水産振興課と、本市に漂着したクジラ・イルカについてのワークショップを、福祉課とは、「くまもとハートウィークふれあいイベント」で子ども作品展や読書のバリアフリーのイベントを開催しました。



「恐竜の復元画を描こう」



「漂着したクジラ・イルカから分かること」



読書のバリアフリーイベント
「リーディングトラッカーを作ろう」

本市には、現在、保護者や地域住民による約30のボランティア団体が学校などで読み聞かせをしています。その顕著な取り組みが評価され、本市の学校やボランティアは、「子供の読書活動優秀実践校・団体」の文部科学大臣表彰及び熊本県の優良読書グループや読書活動推進功労者として表彰されています。

平成30年度（2018年度）からは、本や図書館に親しみ、ボランティア活動への理解を深める子どもボランティアの育成を目的に「ありすボランティア^{※5}」事業を開始しました。小学5年生から高校3年生までの子どもたちが市立図書館で読み聞かせや館内作業などを行い、令和4年度（2022年度）まで延べ114人が活動しました。また、一部の小・中学校や高校では、児童・生徒による読み聞かせも行われています。



読み聞かせボランティア
交流会



令和4年度熊本県優良読書グループ
受賞ボランティア団体



おはなし会で読み聞かせを
行う「ありすボランティア」

【用語】

※5「ありすボランティア」…「ありす」は、Amakusa city Library Invites Children Everyone の略で、「子どももだれでもみんな図書館においでよ」という意味で、同時に図書館が「市民のひろば」として開かれた場所であることを指す。

2. 課題

令和元年（2019年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、各自治体などでは環境整備や計画の策定気運が高まっています。市立図書館では、マルチメディアデジター図書の貸し出しや読書バリアフリー研修の実施、福祉課とコラボしたイベントなどを開催し、これらの広報に努めましたが、読書環境の整備や読書バリアフリーの醸成までには至っていません。また、外国語の絵本などを広く収集し、日本語・英語・中国語表記の利用案内を作成し、日本語以外を母語とする子どもの読書環境を整備してきましたが、その広報活動は十分とは言えません。

各学校では一人一台タブレットの導入など、ICTを活用した効果的な授業が行われており、未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むために、図書館を使った情報活用能力を推進することは必要となってきました。グローバル社会に対応した主体的・対話的なコミュニケーション能力の育成には、ビブリオバトルやビブリオトークなども効果的だと考えます。

一方で、スマートフォンやタブレットなどの普及により、活字離れも懸念されていることから、関わる大人によるサポート、読み聞かせや家族で図書館を利用するなどの読書習慣の形成も重要となります。

コロナ禍でニーズが加速した電子書籍の市立図書館での導入を検討しながらこれら課題の解決と、教育格差を生じさせない天草市の「すべての子ども」の読書活動を推進するために、関係機関と情報共有を図り、課題解決のための体制を整備するなど、より一層連携し地域全体で取り組みを進めなければなりません。

第3章 子ども読書活動の推進に向けて

1 天草市子ども読書活動推進指針

本市の現状と課題を踏まえて、すべての子どもたちが読書の楽しさを知り、急速に変化する時代に対応する力「未来をひらく知恵と知識」「豊かな感性」「生きる力」を育むことができるよう、また、天草市全体で子どもの読書活動を推進していくために以下の3つの項目を指針として定めます。

【指 針】

- 1 すべての子どもが読書に親しむ機会を提供します
- 2 読書のバリアフリーを推進する読書環境の整備・充実を図ります
- 3 デジタル社会に対応できる生きる力を育む読書活動を推進します

市立図書館は、本指針を推進していくための中心となり、家庭、学校、地域、関係機関などと連携を図りながら取り組みを進めていきます。

さらに、本指針では成果指数を定め、関係機関と定期的に評価検証を行い、効果的な推進を図っていきます。

2 期間と対象

(1) 期間

本指針は、「第3次天草市総合計画」及び「第3次天草市教育振興基本計画」との整合を図るため、令和5年度（2023年度）から令和11年度（2029年度）までの7年間とします。子どもを取り巻く問題や環境も変化しますので、必要に応じて見直しを行います。

(2) 対象

本指針でいう「子ども」とは、子どもの読書活動推進に関する法律第2条に基づき、0歳からおおむね18歳以下とします。

3 計画の位置づけ

本指針は、平成13年（2001年）12月施行の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や令和元年（2019年）6月施行の「読書バリアフリー法」などの関連法令に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「肥後っ子いきいき読書プラン（熊本県子供の読書活動推進計画）」や「熊本県読書バリアフリー推進計画」を参酌し、本市における子どもの読書活動の推進の具体的な方向性を示すものです。

なお、本指針が取り組む「読書」とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなどを含めたものとします。（平成16年2月3日文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」参照）

4 子どもの読書活動推進のための具体的な取組み（ありすプロジェクト^{※6}）

（1）すべての子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭

- ・ブックスタートやほかの健診時に保護者へ読書や読み聞かせの大切さを紹介、「家読」の啓発
- ・図書館・図書室の利用、おはなし会や読書イベントへの参加

地域（児童館等）

- ・本が身近にある環境づくり
- ・職員やボランティアによる読み聞かせや巡回講座の利用
- ・移動図書館や団体貸出しの利用

学校等（幼稚園、保育所（園）、小・中学校、高等学校、特別支援学校）

- ・一斉読書の推進
- ・保護者やボランティア、職員による読み聞かせや巡回講座の利用
- ・移動図書館の利用、配本による学級文庫の充実
- ・不登校児童・生徒への読書支援
- ・学校図書館図書標準^{※7}達成の推進

【用語】

※6「ありすプロジェクト」…「天草市子ども読書活動推進指針」により展開する事業

※7「学校図書館図書標準」…公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

市立図書館

- ・子ども読書の日おはなし会や定期的なおはなし会、読書イベントやワークショップなどの開催
- ・特設や特集コーナーでの本の展示による利用促進
- ・発達段階に応じ継続した読書習慣形成のためのブックリストの作成
- ・保護者への情報提供のためのSNS発信や図書館利用案内動画の作成
- ・学校等や「まちはみんなの遊園地 in 銀天街」での移動図書館の実施
- ・見学や職場体験・インターンシップの受入れ

(2) 読書のバリアフリーを推進する読書環境の整備・充実

学校

- ・通常の活字による読書が困難な子どもの読書環境の整備(市立図書館と連携)
- ・外国語資料の整備(市立図書館と連携)

市立図書館

- ・特別支援学校への貸出しや見学等の受入れ
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備
- ・母語が日本語ではない子どもの読書環境の整備
- ・通常の活字による読書が困難な子どもや保護者のための、アクセシブルな資料の充実(点字図書・大活字本、LLブック^{※8}、布絵本・さわる絵本、マルチメディアデージー図書、オーディオブック^{※9}など)
- ・読書バリアフリーの醸成を高める広報・啓発(アクセシブルなホームページや読書案内)
- ・やさしい日本語での利用案内の作成(新規)
- ・多言語によるおはなし会の開催(新規)
- ・活字による読書が困難な子どもへの対面朗読の実施(新規)
- ・手話によるおはなし会の開催(新規)
- ・バリアフリー上映会の開催(新規)
- ・「くまもとハートウィークふれあいイベント」(福祉課とコラボ:12月)

【用語】

※8「LLブック」…やさしい言葉や簡単な文章、イラスト、写真、絵記号(ピクトグラム)を使って分かりやすく作られている。

※9「オーディオブック」…本の朗読を録音したもので、耳で聴いて楽しむ「聴く本」

(3) デジタル社会に対応できる生きる力を育む読書活動の推進

学校

- ・教科等の学習と絡めた読書指導の充実
- ・学校図書館を使った情報活用能力の育成（「学習センター」「情報センター」機能の充実）と主体的読書活動の推進

市立図書館

- ・SDGs や ESD^{※10}、消費者教育、主権者教育、がん教育など学習指導要領に対応した資料の充実
- ・世界遺産学や天草関連資料の充実
- ・天草に関するパスファインダーやホームページコンテンツの作成（新規）
- ・ありすボランティアの主体的読書活動の促進
- ・ビブリオバトルなどの読書のアウトプットを目的としたイベントの開催
- ・百科事典の利用促進のためのイベント開催
- ・デジタル社会に対応した講座の実施（新規）

【用語】

※10「ESD」…Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」。将来にわたり持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。

5 指針（ありすプロジェクト）推進のための大人の連携

指針を推進するために、市立図書館が中心となって関連機関と連携して効果的な読書活動を推進していきます。

(1) ボランティア×市立図書館

- ・読み聞かせボランティアの育成・技術向上・交流のため学習会や交流会を開催

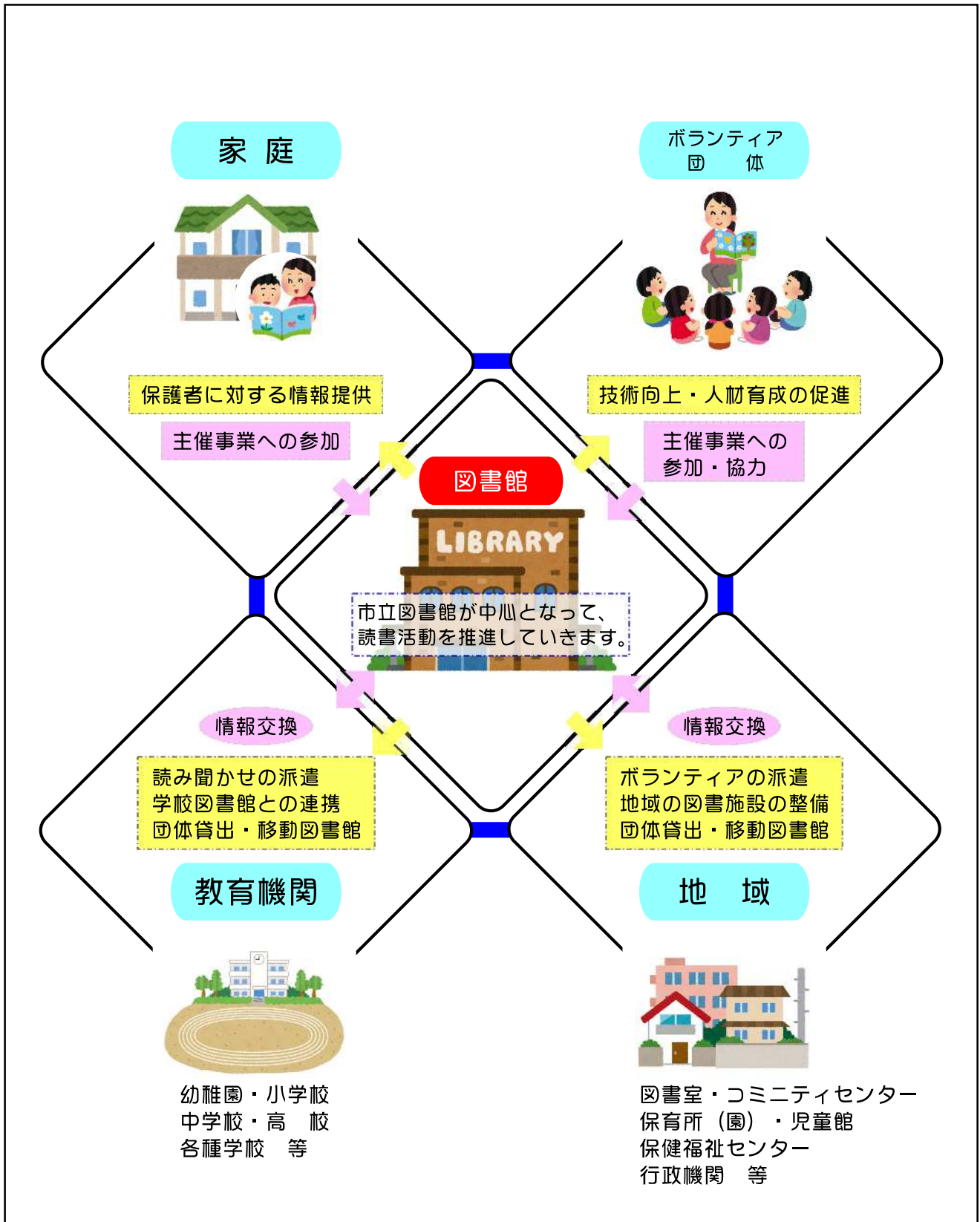
(2) 学校図書館×市立図書館

- ・小・中学校の学校司書研修会へ市立図書館職員が参加
- ・高校の司書研修会や天草地区生徒図書委員研修会へ市立図書館職員が参加
- ・市立図書館からの小中学校への読書情報の提供と共有
- ・デジタル社会や読書のバリアフリーなどに対応した合同研修や研鑽の構築
- ・学校のタブレットでの読書アンケートの実施

(3) 関連機関×市立図書館

- ・子どもの読書活動に関連する特設展示やイベントのコラボ
- ・地域学校協働活動を通しての子どもの読書活動推進
- ・効果的な推進のための成果指標の定期的な評価検証（PDCAサイクル）

【読書推進のイメージ図】



○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなけれ

ばならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。